

報告第2号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成25年5月17日提出

加西市長 西村和平

専決第2号

専 決 処 分 書

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市国民健康保険税条例(昭和42年加西市条例第52号)の一部を改正する必要が生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がないので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月31日

加西市長 西村 和 平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和 42 年加西市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「被保険者が属する世帯」の右に「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の右に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第 3 号、第 7 条の 2 及び第 21 条において同じ。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定継続世帯 16,500 円

第 7 条の 2 第 1 号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定継続世帯 5,250 円

第 21 条第 1 号イ①中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

③ 特定継続世帯 11,550 円

第 21 条第 1 号エ①中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

③ 特定継続世帯 3,675 円

第 21 条第 2 号イ①中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

③ 特定継続世帯 8,250 円

第 21 条第 2 号エ①中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

③ 特定継続世帯 2,625 円

第 21 条第 3 号イ①中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

③ 特定継続世帯 3,300 円

第 21 条第 3 号エ①中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

③ 特定継続世帯 1,050 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成 25 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 24 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和 42 年加西市条例第 52 号）の一部を改正する必要性が生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるもの

【概 要】

- (1) 国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後 5 年目までの間の世帯別平等割額の 2 分の 1 を軽減する措置に加え、移行後 6 年目から 8 年目までの間においても世帯別平等割額の 4 分の 1 を軽減する措置を講ずる。
- (2) 国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後 5 年目までの間に限り当該移行した者を含めて算定することとしている措置を恒久化する。